

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に関するコメント

平成 18 年 6 月 30 日
あずさ監査法人
連結範囲検討プロジェクト

平成 18 年 6 月 6 日付で公表されました「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤昇、 公認会計士 小倉加奈子、 公認会計士 倉田知子
公認会計士 前田啓

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部（Tel: 03-3266-7503）斎藤昇までお願いします。

1. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方」の「議決権に代えて」という表現に関して

「議決権に代えて」という表現では、従来、議決権で判定していたものの代わり、業務執行権で判定する、というニュアンスになり、読み方によっては、支配力基準の適用にあたり、業務執行権という新しい概念を入れたとも読める。例えば、以下の表現はどうか。

「株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定（財務及び営業又は事業の方針の決定）を直接行うため、株式会社における議決権に相当するのは業務執行権になる。したがって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断するためには、業務執行権によることが適当である。」

2. Q1「投資事業組合に対する支配力基準の適用」A2「投資事業組合における具体的な適用」（2）①に関して

緊密な者に関する説明で、「出資者である会社の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者など、当該出資者である会社の意向に沿って当該投資事業組合の業務執行権を行使すると認められる個人を含むことに留意する」とあるが、「意向に沿って…」の部分は、「同意している者」と混同しやすいと考える。「同意している者」については、本公開草案でもあまり詳述されていないが、「緊密な者」と「同意している者」の区別を明確にすることが、支配力基準の適切な適用に資すると考える。

3. Q1「投資事業組合に対する支配力基準の適用」A2「投資事業組合における具体的な適用」（2）③、④に関して

（1）本実務対応報告で示している「融資」には、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」で示されている「金融機関が通常の営業取引として行っている場合」を除く旨を加筆すべきと考える。また、金融機関における通常の営業取引とはどのようなものが不明であるため、取引全体への関与の程度を含めた「通常の営業取引」の判定基準を明示すべきと考えるがどうか。

<理由>

金融機関では、組合出資に関して、融資の過半を行っていることが多々あると想定され

るため、会計基準を明確にしないと実務上の適用に混乱をきたす（解釈がわかる）おそれがある。

（2）投資事業組合を連結した場合に、例えば、投資先の株式が資産に計上され、負債にノンリコースローンが計上される時、このようなノンリコースローンに関しては、担保資産注記をすべきと考えられるが、注記内容に関する実務指針がない。会社が保有資産を見合いに調達するノンリコースローンに関して、開示上の留意事項を明示すべきと考える。

4. Q1「投資事業組合に対する支配力基準の適用」A2「投資事業組合における具体的な適用」（2）③、④、⑤に関して

実質的な支配の判定で緊密な者も含むことが明記されているが、同意している者も含めて判定すべきと考えるがどうか。

5. Q1「投資事業組合に対する支配力基準の適用」A3「投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっての留意事項」①に関して

「業務執行権の過半の割合を有するものが独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしているときを除き」とあるが、Q2においてもその場合についての説明をしているので、Q1A3①の適切な箇所に「Q2参照」等をいれる方が有益と考える。

6. Q1「投資事業組合に対する支配力基準の適用」A3「投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっての留意事項」②に関して

実務上はよくある事例であるが、誤解も多いと思われる。「…介在させている場合であっても、当該投資事業組合の…」の文章を「介在させている場合であっても、自己又は緊密な者あるいは同意している者が、当該投資事業組合の…」と追加記載した方が、趣旨がより伝わると考える。

7. Q5に関して

（1）子会社に該当しても利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められて連結しない場合、追加情報としてその理由を記載した上で、連結の範囲に含めないのが妥当と考えるので、注記が必要であることを明示すべきと考える。

（2）「一般に限定的である」とあるが、これは一般事業会社のことを指しているのか、もう少し明確に記載する必要があると思われる。

8. 追加情報等の記載に関して

「適用時期」について、「本実務対応報告は、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、原則として実務上の取扱いをより明確にするものである」旨が記載されている。本実務対応報告によって取扱いが明確になったことにより、前事業年度まで連結範囲に含めていなかった投資事業組合を、当事業年度から連結範囲に含めることとする場合が考えられるが、その場合は、追加情報等でその旨を明らかにすべきか、明記されたい。

9. 営業取引としての投資育成目的で株式を所有する場合の取扱いに関して

日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」2(6)⑥で示されているように、営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかなきは子会社に該当しないことができるが、投資事業組合による間接的な株式所有が子会社に該当するケースとしないケースとで実務上対応が分かれていることから、この点についても本実務対応報告で検討してはどうか。

以上